

第57回「水道週間」

6月1日～7日は水道週間です

●今年のスローガンは「カラカラで蛇口に飛び込む僕の口」です。

この水道週間は、国民各層に対して、水道事業の現状や、より質の高い安全で良質な水を安定的に供給するための課題について理解を深め、今後の水道事業の取り組みについて協力を得るために重要な意味をもつものであります。

また、有田川町においては、災害対策の推進のために、給水車の配置および災害用備蓄水(有田川神聖水)を販売しています。

●『水を大切に!』

わたしたちは、朝起きてから夜寝るまで、水を使わない日はありません。水道の蛇口をひねると、いつでもどこでも水が出てきます。しかし災害などで水が足りなくなると水の大切さがよく分かります。毎日の生活に欠くことのできないもの、それが『水』です。

その『水』は決して豊富ではなく、限りある貴重な資源です。

限りある水を大切に使うため、今一度、毎日の暮らしの中での水の使い方を見直し、無駄な使用を改めてみましょう。日々の暮らしには必要不可欠な水を大切に使うてください。

問い合わせ／水道課・清水行政局
建設環境室

福祉

◆ ◆ ◆ 児童手当現況届および 子育て世帯臨時特例給付金 のお知らせ

●児童手当現況届

この届け出は、児童手当を受けている方の前年の所得状況、および6月1日現在における児童の養育状況を把握し、引き続き受給要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届け出を忘れると、手当てが受けられなくなりますので、記載事項、添付書類などをご確認のうえ、6月中にお届け下さい。

なお、受給者の方には案内文と現況届を送付させていただきます。

また、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

○届出期限／平成27年6月30日(火)
○必要なもの

- ・児童手当現況届
- ・健康保険被保険者証の写し
- ・国民健康保険加入者は不要
- ・その他支給事由や状況に応じて必要な書類
- ・印鑑

●子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世代に対して臨時特例的な給付措置を行うもので、児童手当現況届と一緒に申請していただきます。

※子育て世帯臨時特例給付金の案内文と申請書は、児童手当の現況届の手続きと同時にまいりますので、詳しくは案内文をご確認ください。

※必ず期間内に提出してください。期間内に提出できない場合は支給されません。

※公務員の方

・公務員の方で所属する官庁において児童手当が支給され、「子育て世帯臨時特例給付金の支給要件を満たす場合は、平成27年5月31日時点で有田川町の住民基本台帳に登録されている方に支給されます。

・勤務地から「申請書」および「児童手当(特例給付)支給状況証明書」が配布されますので、有田川町役場まで申請にお越しください。

※配偶者から暴力を理由に避難している方

・子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きに關して、配偶者からの暴力を理由に避難し、住民票を異動していない方については、早めの事前申し出手続きが必要です。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

